

THE シガパークビジョン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 水と緑と人をつながる「THE シガパーク」の持つ価値・魅力をさらに高め、人々の暮らしを豊かにするため、長期的な構想や取組の行動計画となる「THE シガパークビジョン」に関して検討するにあたり、各分野の専門家や関係者等の幅広い意見を反映させていくために、THE シガパークビジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 検討委員会において、用語を次のとおり定義する。

- (1) 「THE シガパーク」とは、琵琶湖を中心とした滋賀県全体が水と緑と人につながった一つの公園となった姿を指す。
- (2) 「シガパーク」とは、「THE シガパーク」を構成し、THE シガパーク推進会議の魅力向上の取組の対象となる個別の公園を指す。

(所掌事項)

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「THE シガパーク」の価値・魅力の向上・創出に関する意見・助言
- (2) 「THE シガパークビジョン」の策定に関する意見・助言
- (3) その他、上記(1)(2)にあたり必要と認められる事項に関すること

(組織)

第4条 検討委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 検討委員会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、検討委員会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が座長を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、土木交通部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、土木交通部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 土木交通部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(議事の公開)

第6条 検討委員会の議事は、原則として公開するものとする。

(運営)

第7条 検討委員会の運営に必要な事務は、土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。

別紙

THE シガパークビジョン検討委員会 委員

分野	所属・氏名等
地域・まちづくり	滋賀県立大学 地域共生センター
	上田 洋平 特任講師
造園	京都府立大学 生命環境科学研究科
	福井 亘 教授
自然	公益財団法人 淡海環境保全財団
	高木 浩文 理事長
野外活動	滋賀県シェアリングネイチャー協会
	辻 祥子 氏
子ども	合同会社LOCO
	宮本 麻里 代表
健康 (ウェルビーイング)	武蔵野美術大学 造形構想学部
	岩崎 博論 教授
メディア	一般社団法人ママサポートコミュニティ
	廣瀬 香織 代表理事

THE シガパークビジョン検討委員会 事務局

	所属
事務局	滋賀県土木交通部都市計画課
事務局サポート	株式会社協和コンサルタンツ

THE シガパーク推進会議 構成課

部局名	課名
文化スポーツ部	文化芸術振興課
	文化財保護課
	スポーツ課
琵琶湖環境部	下水道課
	森林政策課
	自然環境保全課
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課
商工観光労働部	イノベーション推進課
土木交通部	都市計画課